

平成30年度
第8回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

平成30年12月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

平成30年度第8回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	平成30年12月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	平成30年12月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	平成30年12月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	平成30年12月25日 14時38分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 19名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8	伊藤 友美	○	18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 4番	高橋 正志	議席番号 14番	古川 美枝子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局 長	畑 山 直 巳		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農業振興係主任	高 橋 武 士		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（畑山事務局長）

御起立願います。

相互に礼をお願いします。

ご着席願います。

（全員着席）

本日の出席状況についてお知らせいたします。総会資料2ページをお願いいたします。3番の欠席委員。本日全員出席でございます。ゼロ名でございます。2番、出席委員数19名でございます。以上報告といたします。

それでは、会長、進行を宜しくお願い致します。

議長（山本会長）

ただ今から平成30年度八幡平市農業委員会第8回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中19名であります。

定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には4番 高橋正志 委員と14番 古川美枝子 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、平成30年度八幡平市農業委員会第8回総会の会期についてお諮りいたします。

第8回総会の会期は平成30年12月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、平成30年度第8回総会の会期は、平成30年12月25日の1日間とすることに決定致しました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から平成 30 年度第 10 回の運営委員会報告を行います。事務局お願いします。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の 3 ページをお開き下さい。平成 30 年度第 10 回運営委員会報告を致します。平成 30 年 12 月 10 日(月)午前 9 時半から八幡平市役所 3 階大会議室におきまして行われました。内容は、4 項目の報告及び連絡を行いました。内容は、4 ページと 5 ページに記載しております。続きまして、2 項目の協議を行いました。内容は、5 ページと 6 ページに記載しております。主な協議内容についてご説明致します。次のページをお開き下さい。平成 30 年度第 10 回運営委員会における主な協議内容となります。要点のみとさせていただきます。

4 ページの左上をご覧ください。3. 報告・連絡事項となります。

平成 30 年 12 月以降の主な会議についてです。事務局より、資料に沿って説明を行いました。この中で、高橋委員より、毎月総会で農地の貸借・売買を協議しているが、その結果を推進委員にも報告して貰えないか、との要望が出され、協議の結果、集約的な内容を運営委員会で地区次長に報告をし、地区次長が関係する各地区の推進委員に周知する対応とする事となりました。具体的な進め方につきましては、今後運営委員の皆様と協議をしながら、決めたいと思っております。5 ページの左上をご覧ください。

2 項目目、農作業労賃標準額検討委員会委員の推薦についてです。事務局より、資料に沿って説明を行いました。

3 項目目、農地利用意向調査の経過報告についてです。事務局より、資料に沿って説明を行いました。内容につきましては、速報値という事で、これから精査を行い 1 月末に県に報告をする数値を基に改めて委員の皆様へ報告をするという事のご説明をしたところでございます。

4 項目目、農地利用最適化推進委員先進地視察研修についてです。事務局より、資料に沿って説明を行いました。内容につきましては、改めて本日開催する、委員合同会議の中で報告する事と致しました。続きまして、協議事項となります。

1 項目目、農地利用最適化推進委員の辞任についてです。事務局より、資料に沿って説明を行いました。内容につきましては、松尾寄木地区を担当する、伊藤勇一委員本人からの辞任願いについての文書が出された経緯から、辞任願いの提出・受理、及び今後の見通しについての説明をし、この協議の結果、推進委員の辞任の同意について、農業委員会委員総会に提案をする事が決定されたところでございます。それを受けまして、本日の総会への提案となるものでございます。なお、詳細については、議案第 6 号に係る議案審議の中でご説明致します。6 ページの左中ほどをご覧ください。

2 項目目、平成 31 年度下限面積についてです。事務局より、資料に沿って説明を行いました。運営委員会では、現行通り、下限面積の変更は行わないとし、別段面積の設定をしない事で協議を行い、内容につきましては、後ほど開催されます第 4 回農業委員会議で委員の皆様への説明を行うところでございます。

続きまして、5. その他となります。3 名の委員から、質問・要望・情報提供及び、事務局から 2 件連絡を行ったところでございます。資料 7 ページをお開き下さい。

以上、平成 30 年度第 10 回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。平成 30 年 12 月 25 日。運営委員長 山本範夫。

詳細につきましては、後ほどご確認をお願い致します。以上となります。

議長（山本会長）

ただいまの「平成 30 年度第 10 回の運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

次に、農地法に関する業務報告を行います。事務局をお願いします。

事務局（根守農地調整係長）

それでは、会議資料の 8 ページをご覧ください。平成 30 年 11 月 22 日から平成 30 年 12 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

1) から 5) までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。続きまして、6) の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は 12 月 14 日の金曜日でございます。12 件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、4 番委員 高橋正志 委員、10 番委員 中村一彦 委員、11 番委員 藤村勇三 委員の 3 名でございます。また、事務局からは高橋主任、古川主事の 2 名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただいまの報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご発言ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようにお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議に入ります。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は7件となっております。

申請番号1、松木田127-1、田、1,788㎡です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで水稻を作付けしていた農地です。権利設定後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号2、大更第31地割119-3、畑、402㎡を含む2筆1,102㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号3、平館第30地割129、畑、549㎡を含む2筆2,197㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで自己保全管理していた農地です。権利取得後は野菜を作付け予定とのことです。

申請番号4、松尾第20地割10-1、畑、14㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号5、帷子第12地割45-1、田、1,082㎡を含む2筆1,426㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで水稻等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号6、松尾寄木第11地割576-1、畑、11,788㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号7、松尾寄木第11地割284-15、畑、327㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで使用貸借により自己保全管理していた農地です。権利取得後は野菜を作付け予定とのことです。

申請地の明細については次の3ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号4番 高橋正志 委員にお願いいたします。

4番（高橋委員）

はい、4番の高橋でございます。それでは、現地調査の報告をいたします。

申請番号1番ですが、位置は、小屋の畑駅から南へ約900mの地点です。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付する予定です。

申請番号2番ですが、位置は、西根総合支所から東へ約2.7kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付をする予定です。

申請番号3番ですが、位置は、西根総合支所から北東へ約1.5kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理していた農地です。権利取得後は野菜を作付け予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は、松野小学校から北西へ約750mの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様の作付け予定とのことです。

申請番号5番ですが、位置は、寺田小学校から南へ約1kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲を作付けしていた農地です。権利取得後も同様の作付け予定とのことです。

申請番号6番ですが、位置は、柏台小学校から東へ約2.2kmの地点です。贈与による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が牧草を作付けしていた農地です。権利取得後も同様の作付け予定とのことです。

申請番号7番ですが、位置は、柏台小学校から東へ約2kmの地点です。贈与による所有権の移転です。申請地はこれまで、使用貸借により自己保全管理していた農地です。権利取得後は野菜を作付け予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。本案について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

は、『可』と決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は2件となっております。

申請番号1、堀切第4地割44-2、畑、225㎡でございます。転用の目的は、使用貸借権設定による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場が計画されております。

申請番号2、松尾寄木第27地割13-2、田、1,238㎡でございます。転用の目的は、売買による駐車場及び地下タンクの敷設となっております。内容は、駐車場、地下タンク及び通路が計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。申請地の農地区分ですが、申請番号1は、市街地に近接した小団の農地で第2種農地と判断されます。例外規定においては、集落接続が確認されております。

申請番号2ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、流通業務施設に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号4番 高橋正志 委員にお願いいたします。

4番（高橋委員）

はい。

申請番号1番ですが、位置は、平館小学校から東へ約1.4kmの地点です。転用の目的は、使用貸借による一般住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請地は申請人の父の所有地で、他に住宅建築可能な土地を所有していなことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、市街地に近接した小団の農地で第2種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号2番ですが、位置は、寄木小学校から南へ約500mの地点です。転用の目的は、売買による駐車場及び地下タンクの敷設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。現在営業しているガソリンスタンドの地下タンクが老朽化しており、スタンドの継続的な稼働及び経済性を考慮し、隣地にある申請地を選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、流通業務施設に該当することが確認されております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、「許可相当」と判断して参りました。以上で

す。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、「許可相当」として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は3件となっております。

関係資料の3ページと4ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、松尾寄木第11地割284-9、畑、366㎡でございます。現況は、物置が建設され自宅の庭として隣接する宅地と一体的に利用されておりました。

申請番号2、松尾第29地割37-2、畑、325㎡を含む2筆336㎡でございます。現況は、集会所が建設され宅地として利用されておりました。

申請番号3、野駄第8地割55、田、2118㎡でございます。現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号4番 高橋正志 委員にお願いします。

4番（高橋委員）

はい。

申請番号1番ですが、位置は柏台小学校から東へ約2kmの地点です。現況は、物置が建設され宅地と一体的に利用されておりました。申請地は、平成4年頃に宅地との境界を確認せずに物置を建設し、自宅の庭として使用しており、農地法の許可が必要なことを知らなかったとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、八幡平市役所から北へ約900mの地点です。現況は、集会所が建設され宅地として利用されておりました。申請地は、昭和48年頃に松尾村が集会用地として取得した土地で、建物が完成した際に地目変更登記をせずに経過してしまったとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、松尾中学校から北へ約400mの地点です。現況は、山林化されておりました。申請地は、平成9年頃に松尾村が遊歩道用地として取得した土地で、遊歩道完成後に地目変更する予定だったが、未着工になっており地目変更ができなかったとのことでした。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地への復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

はい。

12番（立柳委員）

12番、立柳です。この申請番号2番ですけれども、これはどこの集会所ですか。

事務局（古川主事）

はい、事務局お答えします。落合の集会所になっております。

議長（山本会長）

12番、よろしいでしょうか。

12番（立柳委員）

落合の集会所ということですから、これは旧松尾村のときに建てた集会所ですか。

議長（山本会長）

はい、局長。

事務局（畑山事務局長）

立柳委員ご指摘のとおり、旧松尾村時代に建設をされて、そのまま農地としておいたものでございます。以上でございます。

議長（山本会長）

はい、12番。

12番（立柳委員）

昭和48年のときに建てられたという、先ほどの説明でしたが、このときはもう住宅確認の対応はしますけども、事務局長は建設課にもいたこともあるので、ちょっとそのへんを教えて欲しいですけども。

議長（山本会長）

はい、局長。

事務局（畑山事務局長）

住宅確認というのは、建築確認申請ということでよろしいですか。記憶で申し訳ないのですが、旧西根町のとき、私が都市計画をやっていた時になりますが、岩手県全域が確認申請の対象となったのは、昭和54年からでございます。この件で言いますと、その当時の松尾村の確認申請は特殊建築物だけということでありまして、この建物はこれに該当しない規模でございますので、確認申請はいらなかったことと解釈、想像でございますけれども、以上でございます。

議長（山本会長）

12番、よろしいですか。

12番（立柳委員）

昭和48年ですから、当時の松尾村は西根町より遅れて確認の申請が施行されたと思いますけれど、松尾村、農業委員会もその通り非常に怠慢であったと思うし、こういうことが今後も無いように私も含めましてね、やっぱりきちっとしなければならぬ事と再確認をさせられたという案件だと思います。以上です。

議長（山本会長）

はい、そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

それでは、「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。今月の申請は、156件となっております。

申請番号1番から103番までは賃貸借権の再設定、104番から138番までは使用貸借権の再設定です。なお、申請番号13、21、22、26、38、40、64、72、84、95、101、106、111、114、126、135、136につきましては、未相続地につき相続人の同意書が添付されております。

続いて新規の申請について説明いたします。議案の35ページをご覧ください。

賃貸借権の設定です。申請番号139、大更第14地割162-2、田、846㎡です。申請番号140、大更第4地割577-1、田、5,379㎡です。申請番号141、大更第14地割183、田、4,611㎡です。申請番号142、大更第32地割506、田、2,898㎡です。申請番号143、大更第6地割248、田、3,612㎡を含む2筆7,027㎡です。申請番号144、大更第31地割377-2、田、2,496㎡を含む2筆6,785㎡です。申請番号145、田頭第19地割146、田、922㎡を含む5筆4,590㎡です。申請番号146、平笠第19地割198、田、2,393㎡です。申請番号147、松尾寄木第22地割36、田、310㎡を含む6筆2,742㎡です。申請番号148、松尾寄木第25地割358、田、1,065㎡を含む3筆5,971㎡です。申請番号149、谷地田104、田、1,599㎡です。申請番号150、松尾寄木第4地割142、田、1,975㎡を含む2筆3,610㎡です。申請番号151、大更第38地割8-4、畑、2,580㎡です。申請番号152、大更第38地割8-2、畑、10,000㎡を含む5筆37,347㎡です。

使用貸借権の設定です。申請番号153、田頭第39地割17-1、田、1,162㎡を含む2筆3,874㎡です。申請番号154、松尾第2地割309、田、609㎡を含む12筆11,949㎡です。

売買による所有権の移転です。申請番号155、田頭第28地割64-1、田、1,066㎡を含む3筆3,956㎡です。申請番号156、安比高原183-4、畑、12,378㎡を含む2筆18,788㎡です。

申請地の明細については次の39ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 18 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

それでは、申請番号 12 番、13 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 2 番 日戸重雄 委員の退席を求めます。

（2 番 日戸重雄 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 12 番、13 番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 12 番、13 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 12 番、13 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号 2 番 日戸重雄 委員の着席を求めます。

（2 番 日戸重雄 委員 着席確認）

議長（山本会長）

それでは、申請番号 16 番、17 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 16 番 松村勝彦 委員の退席を求めます。

（16 番 松村勝彦 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 16 番、17 番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 16 番、17 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 16 番、17 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。
ここで、議席番号 16 番 松村勝彦 委員の着席を求めます。

（16 番 松村勝彦 委員 着席確認）

議長（山本会長）

続きまして、申請番号 89 番、90 番、91 番、92 番、93 番、129 番、130 番、131 番、132 番、133 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 11 番 藤村勇三 委員の退席を求めます。

（11 番 藤村勇三 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 89 番、90 番、91 番、92 番、93 番、129 番、130 番、131 番、132 番、133 番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 89 番、90 番、91 番、92 番、93 番、129 番、130 番、131 番、132 番、133 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、申請番号 89 番、90 番、91 番、92 番、93 番、129 番、130 番、131 番、132 番、133 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号 11 番 藤村勇三 委員の着席を求めます。

(11 番 藤村勇三 委員 着席確認)

議長 (山本会長)

続きまして、申請番号 110 番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 15 番 藤原純子 委員の退席を求めます。

(15 番 藤原純子 委員 退席確認)

議長 (山本会長)

これより、申請番号 110 番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 110 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、申請番号 110 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号 15 番 藤原純子 委員の着席を求めます。

(15 番 藤原純子 委員 着席確認)

議長 (山本会長)

次に、申請番号 148 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 18 番 石羽根正志 委員の退席を求めます。

(18 番 石羽根正志 委員 退席確認)

議長 (山本会長)

申請番号 148 番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 148 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、申請番号 148 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号 18 番 石羽根正志 委員の着席を求めます。

(18 番 石羽根正志 委員 着席確認)

議長 (山本会長)

これより、申請番号 12 番、13 番、16 番、17 番、89 番、90 番、91 番、92 番、93 番、110 番、129 番、130 番、131 番、132 番、133 番、148 番を除く議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

はい、熊澤委員。

7 番 (熊澤委員)

7 番の熊澤威人です。今回ですね、利用権設定に未相続地が 14 件出ていますが、これは事務局で申請受付るときに指導等はやっているのでしょうか。

議長（山本会長）

はい、事務局。

事務局（高橋主任）

受付の際には、相続もお願いしたいと指導しておりますが、利権等が関わってくる関係でなかなか進まないという現状があるようです。以上です。

議長（山本会長）

7番、熊澤委員。

7番（熊澤委員）

相続人の同意書を必ずつけるということなので、相続人は、ほっとくとどんどん広がっていく一方だと思うので、なかなか強くも言えないと思いますが、指導のほうよろしくお願いします。

議長（山本会長）

事務局、何かありますか。

事務局（高橋主任）

ございません。

議長（山本会長）

そのほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号12番、13番、16番、17番、89番、90番、91番、92番、93番、110番、129番、130番、131番、132番、133番、148番を除く議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 12 番、13 番、16 番、17 番、89 番、90 番、91 番、92 番、93 番、110 番、129 番、130 番、131 番、132 番、133 番、148 番を除く議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 5 号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』

議長（山本会長）

次に、議案第 5 号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（根守係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 56 ページをご覧ください。今月の権利移動のあっせん申請は、貸借のあっせんが 2 件と売渡のあっせんが 1 件の合計 3 件です。

申請番号 1、大更第 10 地割 328、田、2,647 m²を含む 15 筆、31,898 m²です。

申請番号 2、大更第 18 地割 253、田、879 m²を含む 12 筆 16,777 m²です。

申請番号 3、平笠第 3 地割 99、田、1,488 m²を含む 6 筆、10,408 m²です。

申請地の明細については、次のページの申請筆別明細をご覧ください。

続いて、申請の内容について説明いたします。

関係資料の 30 ページをお開きください。申請番号 1 ですが、位置は、J R 大更駅から東へ約 2 km の地点、および J R 東大更駅から北西へ約 1.4 km の地点となります。申請地は、滝沢市在住の方が所有で、今年度は作業委託により水稻を作付けしている農地です。所有者の息子が耕作をしておりましたが、亡くなったことで今年度は急遽作業をお願いしました。自身は高齢で耕作できる状態ではなく、後継者もいないため、あっせんを申し出ました。売買を希望しております。売渡の場合は、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の 35 ページをお開きください。申請番号 2 ですが、位置は、大更小学校から南西へ約 1.1 km、南へ約 700m の地点、および西根中学校から南へ約 500m と地点となります。申請地は基盤法に基づく賃貸借により水稻を作付けし、又は自己保全管理していた農地です。申請者は契約継続を希望しておりましたが、相手方より契約更新できない旨の連絡がありました。高齢者の一人暮らしで、耕作できる状況ではなく、後継者もいないため、あっせんを申し出ました。貸借を希望しており、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の 44 ページをお開きください。申請番号 3 ですが、位置は、平笠小学校から西へ約 1.3 km の地点となります。申請地は、作業委託により耕作しておりましたが、相手方より継続できないと連絡がありました。父が亡くなって、申請者は会社勤務、農業を後継する者がいないので、あっせんを申し出ました。父が亡くなってからの相続の手続きは完了しておりませんが、窓口で相談があった際に、相続の手続きを進めるよう話しております。貸借を希望しており、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

併せて、関係資料の 5 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。以上、よろしく申し上げます。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑を終わります。それでは、この申し出の「農地あっせん」を行うこととして決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第5号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、農地移動適正化あっせん事業実施要領4に基づく「農地あっせん」を行うことに決定されました。

これより、「あっせん委員の指名について」をお諮りいたします。

本案あっせん農地は、西根南地区の属地でありますので、その地区の方々があっせん委員になることが望ましいと思いますが、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

1番、三浦委員。

1番 (三浦委員)

議席番号1番の三浦美恵子です。

今回のあっせんの農地は3件とも西根南地区の属地となりますので、申請番号1番については、議席番号17番 竹田和夫 委員と私の二人で、申請番号2番については、議席番号2番 日戸重雄 委員と議席番号16番 松村勝彦 委員の二人で、申請番号3番については、議席番号4番 高橋正志 委員と議席番号5番 國司功 委員の二人で、受けたいと思います。皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 (山本会長)

それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要項8に基づきまして、「あっせん委員」には、申請番号1番、西根南地区、1番委員 三浦美恵子 委員、17番委員 竹田和夫 委員にお願ひ致します。申請番号2番、西根南地区、2番委員 日戸重雄 委員、16番委員 松村勝彦 委員にお願ひ致します。申請番号3番、西根南地区、4番委員 高橋正志 委員、5番委員 國司功 委員を指名いたします。

議案第5号「農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて」は、以上のように決定いたしました。他の委員の皆様におかれましても、この「あっせん農地」に係る「情報提供」のご協力をお願いいたします。

○議案第6号『八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に関し同意を求めることについて』

議長（山本会長）

それでは、次の議案の審議を行います。事務局及び関係委員より、八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の経過の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、議案第6号に先立ちまして、辞任に関しましての経過の説明をさせていただきます。先日11月21日に本人から私宛に、伊藤勇一委員本人から私事の事情により推進委員を辞任したいので、という口頭による申し出がございました。その場におきましては、推進委員の辞任は、総会の同意の案件になるという事をご説明致しました。併せまして、所属する地区調査会の地区長にご相談をされてはいかが、という事でお話しをしましたところ、数日経ちまして、また本人から書面によりまして、推進委員を辞任したいので、何か必要な物があれば教えていただきたい、という文書が届いたところでございます。当事務局に書面が届いたのが11月26日付でございます。その文書を受けまして、松尾地区調査会の地区長の議席番号12番立柳委員より、推進委員としての出处進退についての確認をしていただきました。この確認の内容につきましては、後ほど立柳委員よりご報告をお願いするところでございます。資料の13ページをお開き下さい。参考資料1になります。辞任に対する本人の意思について確認をした後に、12月7日付けで辞任願いの提出があったところでございます。辞任願いに関する事で、次のページをお開き下さい。参考資料2となります。こちらが辞任に関する農業委員会等に関する法律の抜粋となります。何事も無ければ推進委員の任期は、任期満了の日迄在任とすると、第20条に記載されておるところでございますが、今回の件は推進委員の辞任第23条、進委員は正当な事由がある時は、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任する事ができる。とあり、この条文に該当するのではないかという事で、運営委員会の方に協議いただいたところでございます。この参考資料2にある法律第21条推進委員の解嘱、第22条推進委員の失職とございますが、こちらは今回該当しないという事で進めさせていただいたところでございます。そして、辞任願いの扱いについて運営委員会の方で協議をいただき、本日の総会の提案となるものでございます。参考でございますが、推進委員としての任期は、辞任の同意を得た日、即ち本日迄となるものでございます。それでは、こちらの本人、伊藤勇一委員より確認いただいた内容を、議席番号12番の立柳委員よりお願い致します。

12番（立柳委員）

12番の立柳です。経過といたしますか、最初伊藤勇一委員が私の所に見えまして、ちょっと検査をしなければならぬ、検査次第ではどうこうという事をお話いただきまして、それから何日か経ちまして、検査の状態が私とは違う方向で良くない結果を頂いた、というようなお話を頂きました。それで、私も事務局と相談をして、時間を若干置いて伊藤勇一さんのところに私が行って、その時本人は不在で奥様のお話ですが、非常に心配をされており、推進委員を辞めて治療に専念させたい、というような内容でございました。それから、また次の日に私が直接伊藤勇一さんとお話をして、本人の本当の気持ちを聞きたいという事で。伊藤さんも、会議中あるいは外に推進委員としての仕事をした時に、頭なので途中で倒れたりしても皆さんにご迷惑をおかけすると、それで、夫婦で相談をして治療に本当に本気になって専念したい、という事でございました。伊藤さんのお話では、

短い期間ですけども皆さんからご推薦いただいて農地利用最適化推進委員になったわけですが、本当にこのような形で辞めるという事は、非常に自分としても残念ですが、病気ですのでこういう形をとらせていただきたい。というのが本音でございました。以上です。

議長（山本会長）

八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任経過の説明が終わりました。議案第6号「八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に関し同意を求めることについて」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

（提案理由朗読後、内容説明）

以上となります。ご審議をお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第6号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第6号「八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に関し同意を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時38分）

議長（山本会長）

以上、本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了致しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第8回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（畑山事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いします。「礼」。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年1月25日

会 長 _____

4 番 委 員 _____

1 4 番 委 員 _____

平成30年度

第8回八幡平市農業委員会総会

日 時 平成30年12月25日(火) 午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 第10回運営委員会報告
- (2) 農地法に関する業務報告

5 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて

議案第6号 農地利用最適化推進委員の辞任に関し同意を求めることについて

6 閉 会